

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三菱ロジスネクスト株式会社	コード	7105
提出日	2024/6/25	異動（予定）日	2024/6/26
独立役員届出書の提出理由	2024年6月26日に開催予定の定時株主総会において、社外役員の選任議案が付されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	安藤 修	社外取締役	○													○		有
2	小林 京子	社外取締役	○											○				有
3	小林 史男	社外取締役	○							△								有
4	福岡 和宏	社外監査役	○										○					有
5	杉浦 秀樹	社外監査役	○											△			新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	計測機器・医療機器メーカーにおけるグローバルでの経営マネジメント経験と優れた見識を有しています。それらの経験と見識に基づき、独立役員として客観的・中立的立場からの有用な意見・提言及び適切な経営の監督を行っていることから、適任と判断し社外取締役に選任しているものです。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
2	小林京子氏は、弁護士法人色川法律事務所のパートナーであり、当社は同法律事務所と法律顧問契約を締結しております。	企業法務を中心とした弁護士としての豊富な実績、見識に加え、上場企業における勤務及び独立役員の経験を有しております。それらの実績と見識に基づき、独立役員として客観的・中立的立場からの有用な意見・提言及び適切な経営の監督を行っていることから、適任と判断し社外取締役に選任しているものです。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
3	小林史男氏は、元・㈱ダイフク代表取締役副社長であり、当社は㈱ダイフクより製品の購入等の取引を行っております。	㈱ダイフク代表取締役副社長を経て、現在は(一社)日本マテリアルフロー研究センター専務理事を務めており、物流機器業界における豊富な経営マネジメント経験と優れた見識を有しています。それらの経験と見識に基づき、独立役員として客観的・中立的立場からの有用な意見・提言及び適切な経営の監督をいただけるものと判断し社外取締役に選任しているものです。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
4	福岡和宏氏は、㈱ジーエス・ユアサ コーポレーションの取締役であり、㈱GSユアサにおいて取締役、人事部長です。当社は同社からバッテリー等の購入等の取引を行っております。	株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーションにおいて経営戦略担当部長等を歴任した他、海外法人幹部を務めた経験もあり、現在は株式会社GSユアサにおいて取締役、人事部長、株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーションの取締役を務めています。それらの経験と見識に基づく専門的見地を当社の経営に反映していただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
5	杉浦秀樹氏は、元・三菱UFJ信託銀行株式会社グループ不動産営業部副部長であり、同社と当社の間には、証券代行業務やコンサルティングサービス等の取引関係があります。	杉浦秀樹氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社において役職者として複数の部署を歴任し、現在は大日本塗料株式会社の常勤監査役を務めています。それらの経験と見識に基づく専門的見地を当社の経営に反映していただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

4. 補足説明

当社は、社外取締役及び社外監査役について、以下の通り定めており、基準を満たす者を社外役員候補者として選定することとしております。

1. 当社と重大な利害関係がない者
2. 以下に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、当社と重大な利害関係のない独立役員であるとみなす。
 - (1) 当社または当社子会社の業務執行者
 - (2) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者取引先の内、直前事業年度における当社との取引額が、当社の連結売上高の2%以上
 - (3) 当社の主要な取引先またはその業務執行者取引先の内、直前事業年度における当社との取引額が、当社の連結売上高の2%以上
 - (4) 当社から、役員報酬以外に多額の金銭（直前事業年度において年間1,000万円以上）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
 - (5) 過去1年間において、上記（2）から（4）までに該当していた者
 - (6) 当社が大出資者（議決権の10%以上を直接・間接に保有している者）となっている者の業務執行者
 - (7) 当社から多額の寄付（直前事業年度において年間1,000万円以上）を受けている者又はその業務執行者
 - (8) 過去3年間において、上記（6）（7）に該当していた者
 - (9) 当社主要株主（議決権の10%以上を直接・間接に保有している者）またはその業務執行者
 - (10) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - (11) 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員とする場合）
 - (12) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (13) 過去10年間において、上記（10）から（12）までに該当していた者
 - (14) 下記（a）から（g）に掲げる者の二親等内の親族または同居の親族
 - (a) (2) から（5）、（10）から（12）に掲げる者
 - (b) 当社の子会社の業務執行者
 - (c) 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員とする場合）
 - (d) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - (e) 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員とする場合）
 - (f) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (g) 過去1年間において、（a）(b)または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員とする場合は業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。